☆高額介護サービス費の一部が見直されます☆

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの利用者負担合計額に、所得に応じた利用者負担上限額を設定しています。平成17年10月からこの利用者負担上限額の一部が変更になります。

世帯単位で上限額が設定されます

高額介護サービス費の利用者負担上限額は世帯単位で設定されますので、 同じ世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯全体の利用者負担合計額が下記 の上限額を超えた場合に、その超えた分が後から支給されます。また、住民 税世帯非課税の方は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。



平成17年10月から

平成17年10月から	
利用者負担段階区分	利用者負担上限額
一般世帯 (下記の区分に該当しない方)	世帯 37,200円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

これまでの住民税世帯非課税の段階区分では、その対象者の中での 所得格差があったため、所得の低い方にとって利用者負担が重くなっ ていました。この所得格差を見直すことによって、所得の低い方にと っても介護サービスが利用しやすくなります。

●上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主 および世帯員の、同日における課税状況などにより判断されます。



対象となる利用者負担

- ■居宅介護サービス費に係る利用者負担(特例 居宅介護サービス費を含む)
- ☑施設介護サービス費(居住費・食費を除く※) に係る利用者負担(特例施設介護サービス費を含む)

対象とならない利用者負担

- ■施設での介護保険給付以外のサービスの利用者負担
- 2 福祉用具購入費に要する利用者負担額
- 日住宅改修費に要する利用者負担額

※その他、支給限度額を超えたサービス費用については、全額利用省負担となります。